

議案第13号

福岡市高速鉄道乗車料金等条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、乗車料金及び手数料の上限額を改める必要があるによる。

福岡市高速鉄道乗車料金等条例の一部を改正する条例

福岡市高速鉄道乗車料金等条例（昭和56年福岡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「510円」を「520円」に改める。

別表第1大人の項中「200円」を「210円」に、「330円」を「340円」に、「350円」を「360円」に、「370円」を「380円」に改め、同表小児の項中「100円」を「110円」に改める。

別表第2大人の部通勤定期料金の款1月の項中「8,020円」を「8,170円」に、「10,030円」を「10,220円」に、「11,630円」を「11,850円」に、「12,840円」を「13,080円」に、「13,640円」を「13,900円」に、「14,440円」を「14,710円」に改め、同部通学定期料金の款1月の項中「4,940円」を「5,040円」に、「6,170円」を「6,290円」に、「7,160円」を「7,300円」に、「7,900円」を「8,050円」に、「8,390円」を「8,550円」に、「8,890円」を「9,060円」に改める。

別表第4大人の項中「4割」を「3割5分」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。